

60歳前半の在職老齢年金

60歳前半の老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日が属する月において、「総報酬月額相当額」と「基本月額」との合計額が「支給停止調整開始額」を超えるときは、その月の老齢厚生年金について、「支給停止基準額」に相当する部分の支給が停止される。  
ただし、「支給停止基準額」が老齢厚生年金の額(加給年金を除く)以上であるときは、老齢厚生年金の全額が支給停止される。

「総報酬月額相当額」 標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算した額

「基本月額」 老齢厚生年金の額(加給年金額を除く)を12で除した額

「支給停止調整開始額」 **28万円**  
平成17年度以後の各年度においては、28万円に再評価率の改定基準となる率であって政令で定める率を乗じた額 ※

「支給停止調整変更額」 **47万円**  
平成17年度以後の各年度においては、48万円に物価変動率及び実質賃金変動率を乗じた額 ※  
※ 5,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5,000円以上10,000円未満の端数が生じたときは、これを1万円に切り上げるものとする。(1,000円単位四捨五入)

「支給停止基準額」 以下の①～④で定める額に12を乗じた額

	基本月額	総報酬月額相当額	基本月額から減ずる額
① 開始額(28万円)以下	変更額(47万円)以下	(総 + 基 - 開) × 1/2	
② 開始額(28万円)以下	変更額(47万円)超	(変 + 基 - 開) × 1/2 + (総 - 変)	
③ 開始額(28万円)超	変更額(47万円)以下	総 × 1/2	
④ 開始額(28万円)超	変更額(47万円)超	変 × 1/2 + (総 - 変)	

総:総報酬月額相当額 基:基本月額 開:支給停止調整開始額 変:支給停止調整変更額

- ・「総報酬月額相当額と基本月額との合算額」が「支給停止調整開始額」以下であるときは、支給停止は行われない。
- ・在職老齢年金の対象となっているのは、加給年金額を除いた老齢厚生年金であるが、加給年金額を除いた老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、加給年金額も支給されない。
- ・雇用保険法との調整がある。
  - ①基本手当との調整による支給停止
  - ②高年齢雇用継続給付との調整による支給停止

60歳後半の在職老齢年金

老齢厚生年金の受給権者が被保険者である日又は70歳以上の使用される者である日が属する月において、「総報酬月額相当額」と「基本月額」との合計額が「支給停止調整額」を超えるときは、その月の老齢厚生年金について、「支給停止基準額」に相当する部分の支給が停止される。  
ただし、「支給停止基準額」が老齢厚生年金の額(加給年金、繰下げ加算額、経過加算額を除く)以上であるときは、老齢厚生年金の全額が支給停止される。

「総報酬月額相当額」 標準報酬月額とその月以前の1年間の標準賞与額の総額を12で除して得た額とを合算した額

「基本月額」 老齢厚生年金の額(加給年金、繰下げ加算額、経過加算額を除く)を12で除した額

「支給停止調整額」 **47万円**  
平成17年度以後の各年度においては、48万円に物価変動率及び実質賃金変動率を乗じた額 ※  
※ 5,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、5,000円以上10,000円未満の端数が生じたときは、これを1万円に切り上げるものとする。(1,000円単位四捨五入)

「支給停止基準額」 以下で定める額に12を乗じた額

	総報酬月額 + 基本月額	基本月額から減ずる額
① 調整額(47万円)超	(総 + 基 - 調) × 1/2	

総:総報酬月額相当額 基:基本月額 調:支給停止調整額

- ・「総報酬月額相当額と基本月額との合算額」が「支給停止調整額」以下であるときは、支給停止は行われない。
- ・在職老齢年金の対象となっているのは、加給年金額、繰下げ加算額、経過加算額を除いた老齢厚生年金であるが、それらを除いた老齢厚生年金の全部の支給が停止されるときは、加給年金額も支給されない。  
(繰下げ加算額、経過加算額の支給は停止されない)
- ・老齢基礎年金については、在職老齢年金の規定に関係なく、全額支給される。

(事例1) 年金120万円、賞金20万円、過去1年間の賞与120万円

総報酬月額相当額：20万円 + (120万円 ÷ 12) = 30万円  
基本月額：120万円 ÷ 12 = 10万円  
支給停止調整開始額：28万円 ・ 支給停止調整変更額：47万円

基本月額(10万円) < 支給開始調整開始額(28万円)  
総報酬月額相当額(30万円) < 支給停止調整変更額(47万円) } ①の計算式を用いる

基本月額から減ずる額：(30万円 + 10万円 - 28万円) × 1/2 = 6万円  
年金受給額(月額)：10万円 - 6万円 = 4万円

(事例1) 年金120万円、賞金20万円、過去1年間の賞与120万円

総報酬月額相当額：20万円 + (120万円 ÷ 12) = 30万円  
基本月額：120万円 ÷ 12 = 10万円  
支給停止調整額：47万円

総報酬月額相当額(30万円) + 基本月額(10万円) = 40万円なので、そもそも支給停止はないのですが、計算すると以下のようになります。

基本月額から減ずる額：(30万円 + 10万円 - 47万円) × 1/2 = ▲3.5万円  
年金受給額(月額)：10万円(全額支給)

(事例2) 年金120万円、賞金30万円、過去1年間の賞与120万円

総報酬月額相当額：30万円 + (120万円 ÷ 12) = 40万円  
基本月額：120万円 ÷ 12 = 10万円  
支給停止調整開始額：28万円 ・ 支給停止調整変更額：47万円

基本月額(10万円) < 支給開始調整開始額(28万円)  
総報酬月額相当額(40万円) < 支給停止調整変更額(47万円) } ①の計算式を用いる

基本月額から減ずる額：(40万円 + 10万円 - 28万円) × 1/2 = 11万円  
年金受給額(月額)：10万円 - 11万円 = ▲1万円 = 0円(全額支給停止)

(事例2) 年金120万円、賞金30万円、過去1年間の賞与120万円

総報酬月額相当額：30万円 + (120万円 ÷ 12) = 40万円  
基本月額：120万円 ÷ 12 = 10万円  
支給停止調整額：47万円

基本月額から減ずる額：(40万円 + 10万円 - 47万円) × 1/2 = 1.5万円  
年金受給額(月額)：10万円 - 1.5万円 = 8.5万円